



2026 年 8 月 7 日

各 位

会 社 名 クオンタムソリューションズ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 大澤 梅嘉
(コード番号 2338 東証スタンダード)
問 合 せ 先 経営企画部 寺田キャサリン
T E L 03-4579-4059 (代表)

第 13 回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第 14 回新株予約権の行使価額の調整、
第 4 回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換価額の調整、
第 14 回新株予約権の支出予定金額の変更に関するお知らせ

当社は、2025 年 9 月 26 日付開示資料「新株予約権付社債の発行に係る包括的な枠組み、並びに、第三者割当による第 13 回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第 14 回新株予約権並びに第 4 回及び第 5 回無担保転換社債型新株予約権付社債の買取契約の締結に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、2025 年 10 月 14 日付で、CVI Investments, Inc. を割当先として第 13 回新株予約権（行使価額修正条項付）、CVI Investments, Inc.、Integrated Asset Management (Asia) Limited 及び ARK Investment Management LLC の 3 名を割当先とする第 14 回新株予約権、CVI Investments, Inc. を割当先として第 4 回無担保転換社債型新株予約権付社債をそれぞれ発行しております。

当社は、本日 2026 年 8 月 7 日付開示資料「第三者割当による新株式及び第 16 回新株予約権並びに第 17 回新株予約権、第 6 回新株予約権付社債（行使価額修正条項付）の発行に関するお知らせ」にてお知らせするとおり、本日 2026 年 8 月 7 日開催の取締役会にて、第三者割当による新株式、第 16 回新株予約権、第 17 回新株予約権及び第 6 回新株予約権付社債（行使価額修正条項付）の発行を 2026 年 8 月 24 日付で実施すること（以下「2026 年 8 月 24 日付第三者割当による新規発行」といいます。）を決議いたしました。

2026 年 8 月 24 日付第三者割当による新規発行に伴い、第 13 回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第 14 回新株予約権の発行要項に定める行使価額の調整条項が適用されることで、第 13 回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第 14 回新株予約権の行使価額が下記のとおり調整されますので、お知らせいたします。

また、併せて、2026 年 8 月 24 日付第三者割当による新規発行に伴い、第 4 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行要項に定める転換価額の調整条項が適用されることで、第 4 回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換価額が下記のとおり調整されますので、お知らせいたします。

そして、併せて、当該行使価額の調整に伴って、第 14 回新株予約権の調達予定額が減少するため、第 14 回新株予約権に係る支出予定金額に、下記のとおり、変更が生じますのでお知らせいたします。

記

1. 行使価額または転換価額の調整

	調整前行使価額 または調整前転換価額	調整後行使価額 または調整前転換価額
第 13 回新株予約権（行使価額修正条項付）	589 円	300 円
第 14 回新株予約権	587 円	300 円
第 4 回無担保転換社債型新株予約権付社債	646 円	300 円

2. 行使価額または転換価額が調整される理由

第 13 回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第 14 回新株予約権並びに第 4 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行要項には、「当社がその後に時価を下回る払込価額等で新株式その他の株式等を発行する場合には、新株予約権者の権利価値の希薄化を防止することを目的として、所定の算式により行使価額を調整する」旨が定められております。

当社は、本日、開示資料「第三者割当による新株式及び第 16 回新株予約権並びに第 17 回新株予約権、第 6 回新株予約権付社債（行使価額修正条項付）の発行に関するお知らせ」にてお知らせするとおり、2026 年 8 月 24 日付第三者割当による新規発行を決議いたしました。

2026 年 8 月 24 日付第三者割当による新規発行の条件が、第 13 回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第 14 回新株予約権の発行要項に定める行使価額の調整条項の適用対象となることから、当該調整条項に従い、第 13 回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第 14 回新株予約権の行使価額を調整するものです。

また、2026 年 8 月 24 日付第三者割当による新規発行の条件が、第 4 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行要項に定める転換価額の調整条項の適用対象となることから、当該調整条項に従い、第 4 回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換価額を調整するものです。

なお、今回の行使価額または転換価額の調整は、第 13 回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第 14 回新株予約権並びに第 4 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行要項にあらかじめ定められていた調整条項に基づき調整が行われるものであり、新株予約権者又は社債権者の権利内容を有利又は不利に変更するものではありません。

そして、今回の行使価額または転換価額の調整後の行使価額及び転換価額は、いずれも、第 13 回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第 14 回新株予約権の発行要項に定める下限行使価額あるいは第 4 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行要項に定める下限転換価額である 300 円となります。

なお、第 13 回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第 14 回新株予約権の発行要項上、2026 年 8 月 24 日付第三者割当による新規発行に伴って第 13 回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第 14 回新株予約権の行使価額は 300 円に調整されますが、調整後の行使価額 300 円は 2026 年 8 月 24 日に発行する第 6 回新株予約権付社債（行使価額修正条項付）の行使価額修正条件に連動してさらに下方に調整されることはなく 300 円で固定されます。

また、第 4 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行要項上、2026 年 8 月 24 日付第三者割当による新規発行に伴って第 4 回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換価額は 300 円に調整されますが、調整後の転換価額 300 円は 2026 年 8 月 24 日に発行する第 6 回新株予約権付社債（行使価額修正条項付）の行使価額修正条件に連動してさらに下方に調整されることはなく 300 円で固定されます。

なお、当社では、本日 2026 年 8 月 7 日付開示資料「第三者割当による新株式及び第 16 回新株予約権並びに第 17 回新株予約権、第 6 回新株予約権付社債（行使価額修正条項付）の発行に関するお知らせ」にてお知らせするとおり、残存する第 13 回新株予約権（行使価額修正条項付）108,900 個については、リファイナンスに伴い、新株予約権者である CVI Investments, Inc. との合意のうえで、2026 年 8 月 24 日にその全数を取得し、消却する予定であり、また、第 4 回無担保転換社債型新株予約権付社債については、第 6 回新株予約権付社債（行使価額修正条項付）の発行により、同日に償還（又は相殺）する予定です。

もともと、当社では、2026 年 8 月 24 日に第 13 回新株予約権（行使価額修正条項付）の取得・消却及び第 4 回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還（又は相殺）を実施する予定であるものの、会社法上、

第三者割当による払込み及びその後の取得・消却又は償還（又は相殺）の効力発生時刻について明確な定めはなく、本件においても具体的な時間関係が法令上明らかではないことから、取得・消却及び償還（又は相殺）が完了するまでは、その効力が存続する可能性も考慮し、保守的な取扱いとして、発行要項に基づく行使価額又は転換価額の調整を行うことといたしました。

したがって、2026年8月24日の第三者割当による新株式等の払込み後、同日中に予定しているクロージングにおいて第13回新株予約権（行使価額修正条項付）の取得・消却及び第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還（又は相殺）が完了するまでの間については、第13回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第4回無担保転換社債型新株予約権付社債は発行要項に基づく行使価額又は転換価額の調整条項の適用対象として取り扱うことといたしました。

このため、調整後の第13回新株予約権（行使価額修正条項付）の行使価額及び第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換価額は、2026年8月24日に予定している取得・消却及び償還（又は相殺）が完了するまでの間に限って適用されるものとなります。

3. 第14回新株予約権の支出予定金額の変更

2026年8月24日付第三者割当による新規発行及びそれに伴う行使価額の調整によって、第14回新株予約権の調達予定額が減少するため、資金充当予定額並びに支出予定時期に、以下のとおり、変更が生じます。

なお、変更箇所は下線表示で示しております。

<変更前>

第13回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第14回新株予約権の資金使途

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
<u>運転資金（営業赤字の補填）</u>	<u>1,097</u>	<u>2025年10月～2030年10月</u>
暗号資産（イーサリアム）購入資金	<u>19,174</u>	2025年10月～2030年10月
合計	<u>20,271</u>	—

なお、2025年9月26日時点では、第13回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第14回新株予約権を一体の資金調達として位置付け、資金使途を新株予約権全体として記載していたことから、それぞれの新株予約権ごとの資金使途の内訳を公表しておりませんでした。変更前の第13回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第14回新株予約権のそれぞれの資金使途の内訳は以下の通りとなっておりました。（新株予約権毎の内訳）

	具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
第13回新株予約権 (行使価額修正条項付)	<u>運転資金（営業赤字の補填）</u>	<u>1,097</u>	<u>2025年10月～2030年10月</u>
	暗号資産（イーサリアム）	<u>7,337</u>	2025年10月～2030年10月
第14回新株予約権	購入資金	<u>11,837</u>	2025年10月～2030年10月
	合計	<u>20,271</u>	—

<変更後>

第 13 回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第 14 回新株予約権の資金使途

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
暗号資産（イーサリアム）購入資金	<u>7,978</u>	2025 年 10 月～2030 年 10 月
合計	<u>7,978</u>	—

（新株予約権毎の内訳）

	具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
第 13 回新株予約権 （行使価額修正条項付） （注 1）	暗号資産（イーサリアム） 購入資金	<u>1,881</u>	2025 年 10 月～2030 年 10 月
第 14 回新株予約権 （注 2）		<u>6,097</u>	2025 年 10 月～2030 年 10 月
	合計	<u>7,978</u>	—

（注） 1. 第 13 回新株予約権（行使価額修正条項付）は、2025 年 10 月 15 日から 2025 年 10 月 31 日までに 31,100 個（行使価額 589 円、発行株式数 3,110,000 株）が行使され、発行価額 49 百万円及び権利行使に伴う調達資金 1,831 百万円の合計 1,881 百万円を調達しておりましたが、本日 2026 年 8 月 24 日付開示資料「第三者割当による新株式及び第 16 回新株予約権並びに第 17 回新株予約権、第 6 回新株予約権付社債（行使価額修正条項付）の発行に関するお知らせ」にてお知らせするとおり、残存する未行使 108,900 個について新株予約権者である CVI Investments, Inc. と合意のうえで当社が全数を取得して消却する予定です。

2. 2026 年 8 月 24 日付第三者割当による新規発行に伴う第 14 回新株予約権の行使価額が 300 円に調整された後の資金調達予定額は 6,097 百万円となります。その内訳は、新株予約権の発行時に調達した 97 百万円と新株予約権がすべて調整後の行使価額 300 円で全数が行使された場合の調達額となる 6,000 百万円を合算した金額です。

（第 14 回新株予約権に係る資金調達額の減少への対応）

2026 年 8 月 24 日付第三者割当による新規発行に伴って第 14 回新株予約権の行使価額を 300 円に調整することに伴い、第 14 回新株予約権に関する資金調達予定額は、当初予定していた 11,837 百万円から 6,097 百万円へ減少する見込みとなります。

なお、資金使途である暗号資産（イーサリアム）の取得について変更はなく、市場環境や当社の資金需要等を踏まえながら段階的に実施する方針であります。

また、当社は、本日 2026 年 8 月 7 日付開示資料「第三者割当による新株式及び第 16 回新株予約権並びに第 17 回新株予約権、第 6 回新株予約権付社債（行使価額修正条項付）の発行に関するお知らせ」にてお知らせするとおり、残存する第 13 回新株予約権（行使価額修正条項付）108,900 個について、新株予約権者である CVI Investments, Inc. と合意のうえで当社が全数を取得して消却する予定です。

その代替の資金調達手段として、本日 2026 年 8 月 7 日付開示資料「第三者割当による新株式及び第 16 回新株予約権並びに第 17 回新株予約権、第 6 回新株予約権付社債（行使価額修正条項付）の発行に関するお知らせ」にてお知らせのとおり、第 13 回新株予約権を取得・消却する代わりに資金調達として、新たに第 17 回新株予約権を発行して 1,780 百万円を調達する予定ですが、第 13 回新株予約権（行使価額修正条項付）の未行使分に紐づく資金調達予定額 6,618 百万円（8,449 百万円－1,831 百万円）を補うには至りません。

また、第14回新株予約権については、行使価額の調整に伴い、暗号資産（イーサリアム）購入資金とする資金調達予定額が11,837百万円から6,097百万円へ5,740百万円減少する見込みです。

そのため、及び第13回新株予約権（行使価額修正条項付）の未行使分に紐づく資金調達予定額6,618百万円、及び、第14回新株予約権の行使価額の調整に伴って減少する調達予定額5,740百万円（8,449百万円－1,831百万円）の合計12,358百万円の全額を補うには至りませんが、当社では、暗号資産（イーサリアム）購入資金として当初想定から不足している10,578百万円（12,358百万円－1,780百万円）については、第17回新株予約権を含めた新たな資本性資金調達及び今後の資本政策を通じて対応する方針であり、現時点で暗号資産（イーサリアム）の取得方針に変更はありません。

今後も暗号資産の市場環境及び当社の資金需要を勘案しながら、必要に応じて追加的な資金調達等を検討してまいります。

（今後の資本政策について）

当社は、本日、開示資料「第三者割当による新株式及び第16回新株予約権並びに第17回新株予約権、第6回新株予約権付社債（行使価額修正条項付）の発行に関するお知らせ」にてお知らせした2026年8月24日付第三者割当による新規発行により、資金調達及び財務基盤の強化を図るとともに、既存の資本性金融商品の整理を進めることとしております。

具体的には、第13回新株予約権（行使価額修正条項付）については新株予約権者であるCVI Investments, Inc. との合意により、未行使分の全数の取得及び消却を2026年8月24日で実施する予定であり、また、第4回新株予約権付社債については第6回新株予約権付社債（行使価額修正条項付）の発行により、2026年8月24日に第4回新株予約権付社債を償還（又は相殺）する予定です。

これらを含めた資本政策全体を実施することにより、当社は財務基盤の強化及び今後の事業展開に必要な資金の確保を図る方針です。

また、本件資本政策を通じて、中長期的な企業価値及び株主価値の向上を目指してまいります。

4. 調整後行使価額または調整後転換価額の適用日

2026年8月24日

以上